

これからも地域ぐるみで 担い手育成支援室長に聞く



担い手育成支援室長
久保 純 隆

「今、本町農業は？」

前の資料にもあるように、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増大により、危機的状況を迎えているといわざるを得ません。

「担い手支援室の取組は？」

昨年、各集落に対し深刻な現状を説明するとともに、これからの5年、10年後を考えると、みましようという問いかけてきました。

その中で、上平川、時吉、大長、白男川、一ツ木、小路下手、諏訪下、市場、園田の9地区において話し合いを重ね、農地や

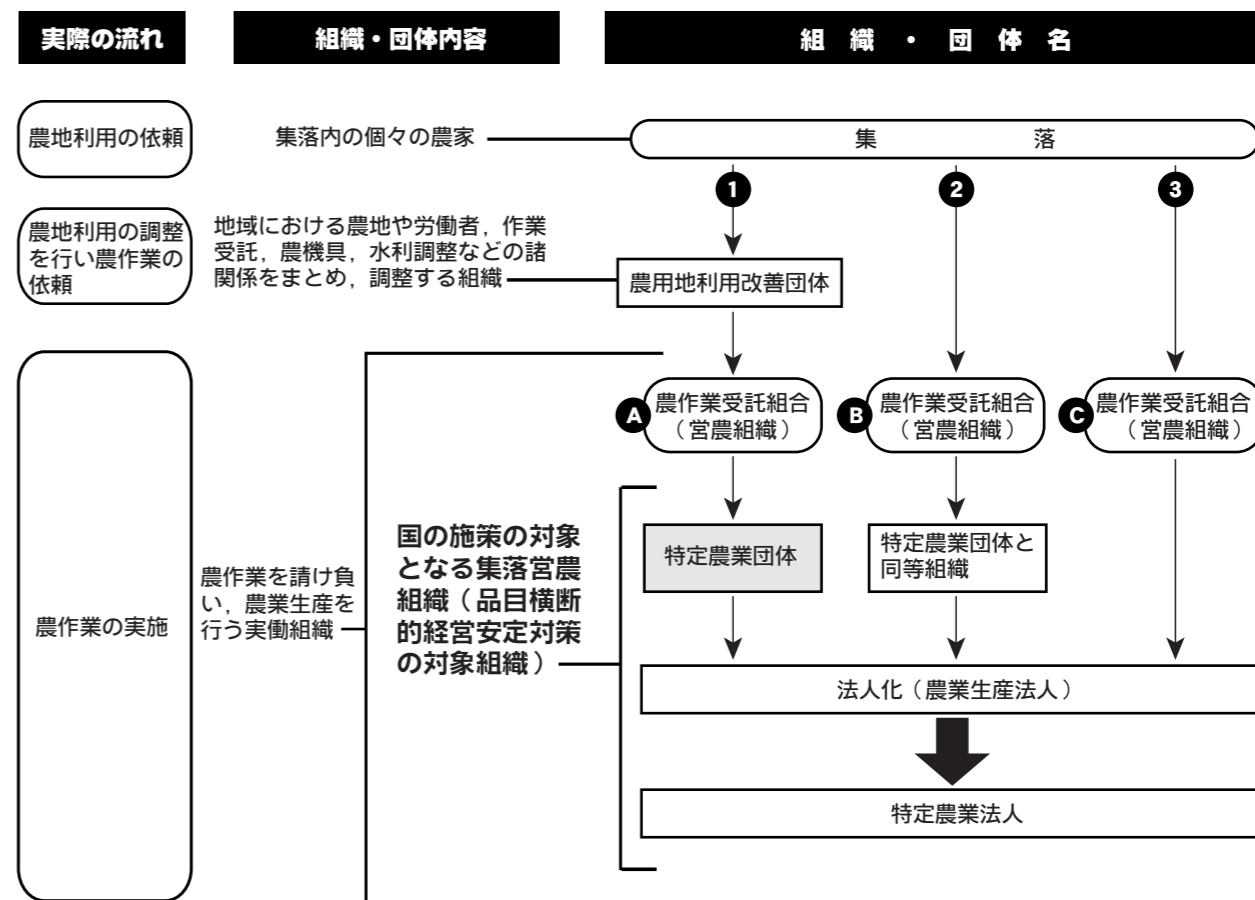
農業について話し合い、調整する場である『農用地利用改善団体』が結成されました。更に、『一ツ木営農組合』と『白男川地区農作業受託組合』は、農用地利用改善団体から実際に農作業を受託する団体として位置づけられた任意組織『特定農業団体』として認定されています。

「なぜ、このように必要なの？」

この団体に認定されたことで、国の施策である『品目横断的経営安定対策』の対象となることが可能です。

確かに、将来的には農業生産法人や特定農業法人と段階的な発展が出来ればと考えています。しかし、あくまでも集落営農組織は『集落の農地を地域ぐるみで守る』という意識で取り組むことが大切です。

集落営農組織の段階的・発展的な流れ



「集落営農組織を法人化にするには？」

農業生産法人や特定農業法人になる方法は3通りあります。例えば、右図の『農作業受託組合Aから特定農業団体と発展させ、法人化する方法』、『農作業受託組合Bから特定農業団体と同等の組織(特定農業団体と同等の組織)であるが農用地利用改善団体の利用規程に位置づけられていない任意組織』に発展させ、法人化する方法、『農作業受託組合Cが』のように段階を踏まず、法人化する方法があります。

「将来への展望は？」

先に述べたように、このまま放っておくと、耕作放棄地が増えて農地が荒れ、農村環境は、ますます悪化してきます。集落営農は、地域の農地を守る最も有効的な手段なのです。将来的には、法人化まで発展する組織づくりを進め、農地を集約し、国の施策も活用しながら、集落の農作業を担う組織育成と併せて、非農家を含めた地域住民が一緒に自給自足の農村環境を守ることができればと考えます。

国の施策も大きく転換されました

国は『担い手』を対象を絞った施策に転換

日本の農村環境が著しく悪化する状況を踏まえ、国においては、『食料・農業・農村基本計画』において、品目横断的経営安定対策を導入するなど、『経営所得安定対策等大綱』を策定しました。大綱においては、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策といった対策で構成されています。

このうち、集落営農を進めるうえで柱となる、品目横断的経営安定対策は、これまでの米や麦、大豆など品目別に、全ての農家を対象とした『価格対策』ではなく、『担い手』を対象を絞り、経営全体に着目した『所得補償的な対策』に転換され、戦後の農政を根本から見直すものとなっています。

集落営農に取り組み、品目横断的経営安定対策への加入も可能

さつま町内では、特定農業団体として設立された一ツ木地区の『一ツ木営農組合』と白男川地区の『白男川地区農作業受託組合』の2つの組合が、集落営農の『担い手』として位置づけられ、国の施策の対象となる品目横断的経営安定対策に加え、支援を受けています。

経営所得安定対策の仕組み

米政策改革推進対策	品目横断的経営安定対策	農地・水・環境保全向上対策
<p>品目横断的経営安定対策の導入に伴い、米の収入変動の緩和対策を始め、従来から講じている米政策の支援対策を見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ●米の生産調整を円滑に実施するための対策 ■施策の対象者 生産調整実施者 ■内容 ・担い手経営安定対策(米の収入変動の緩和対策の担い手部分)は品目横断的経営安定対策へ移行 ・産地づくり対策について所要の見直し(担い手以外の者に対する米の米価下落対策等)を行えるよう措置 ・集荷円滑化対策は実効性を確保し、実施 	<p>担い手を対象に、経営全体に着目し、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための補てんと収入減少の影響を緩和するための補てんを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担い手に施策を集中化・重点化し、構造改革を加速化するための対策 ■施策の対象者 担い手(認定農業者及び一定の条件を備える集落営農で一定の経営規模) ■対象規模 国(基本) 集落営農 20.0ha以上 認定農業者 4.0ha以上 さつま町 集落営農 10.6ha以上 認定農業者 2.6ha以上 ※さつま町は中山間地域のため、特例が認められています。 ■内容(鹿児島県の場合) ・諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正(対象品目:麦、大豆) ・収入減少による影響を緩和(対象品目:米、麦、大豆) 	<p>品目横断的経営安定対策の導入に併せ、地域の共同活動により、農地・農業用水等の資源や環境の保全向上を図る新たな対策を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農村地域を面として活性化するための対策 ■施策の対象者 担い手以外にも含めた多様な主体が参画する地域共同体 ■内容 ・地域の共同活動として、農地・農業用水等の資源を保全する取組と面的拡がりを持った環境の保全向上に資する営農活動を支援

【表裏一体の関係】

【車の両輪の関係】